**地域公共交通に係る補助メニュー（早見表）**

**■国の補助メニュー**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 | 補助名称 | 補助対象経費 |
| 路線の運行 | 事業の実施※1 | 事業の準備※2 | 事業の評価 | ｼｽﾃﾑ開発・導入 | 車両等の購入・改造 | 施設の整備 | 案内の整備 | ｷｬｯｼｭﾚｽ決済導入 | 運転者の講習料 | 燃料費 |
| 地域公共交通確保維持事業 | [地域間幹線系統確保維持費国庫補助金](#地域間幹線系統確保維持費国庫補助金) | ● | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| [地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金](#地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金) | ● | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| [車両減価償却費等国庫補助金](#車両減価償却費等国庫補助金) | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | ● | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| [公有民営方式車両購入費国庫補助金](#公有民営方式車両購入費国庫補助金) | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | ● | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| [自家用有償旅客運送導入促進のための車両購入費等への補助](#自家用有償旅客運送導入促進のための車両購入費等への補助) | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | ● | 　 | 　 | 　 | ● | 　 |
| [貨客混載導入経費国庫補助金](#貨客混載導入経費国庫補助金) | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | ● | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| [新モビリティサービス推進事業[1]新型輸送サービス導入支援事業](#新モビリティサービス推進事業1) | 　 | ● | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| [新モビリティサービス推進事業[2]新モビリティサービス事業計画策定支援事業](#新モビリティサービス推進事業2) | 　 | 　 | ● | ● | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| [エリア一括協定運行](#エリア一括協定運行) | ● | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| [共創モデル実証プロジェクト](#共創モデル実証プロジェクト) | 　 | ● | ● | 　 | ● | ● | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| [地域公共交通再構築調査事業（ローカル鉄道再構築）](#地域公共交通再構築調査事業（ローカル鉄道再構築）) | 　 | ● | ● | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| [交通DX・GXによる経営改善支援事業](#交通DX・GXによる経営改善支援事業) | 　 | ● | ● | 　 | ● | ● | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| [自動運転実証調査事業](#自動運転実証調査事業) | 　 | ● | ● | 　 | ● | ● | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 地域公共交通バリア解消促進等事業 | [バリアフリー化設備等整備事業](#バリアフリー化設備等整備事業) | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | ● | ● | 　 | 　 | 　 | 　 |
| [利用環境改善促進等事業](#利用環境改善促進等事業) | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | ● | ● | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 地域公共交通調査等事業 | [地域公共交通計画策定事業、利便増進計画策定事業、運送継続計画策定事業](#地域公共交通計画策定事業、利便増進計画策定事業、運送継続計画策定事業) | 　 | ● | ● | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| [利便増進計画推進事業、運送継続計画推進事業](#利便増進計画推進事業、運送継続計画推進事業) | 　 | ● | 　 | ● | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| [地域公共交通バリアフリー化調査事業](#地域公共交通バリアフリー化調査事業) | 　 | ● | ● | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 都市・地域交通戦略推進事業 | [交通サービスインバウンド対応支援事業（交通サービス利便向上促進事業）](#交通サービスインバウンド対応支援事業) | 　 | ● | 　 | 　 | 　 | 　 | ● | ● | 　 | 　 | 　 |
| 「地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化」事業 | [交通連携型](#「地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化」事業) | 　 | ● | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金 | [交通サービスインバウンド対応支援事業（交通サービス利便向上促進事業）](#交通サービスインバウンド対応支援事業（交通サービス利便向上促進事業）) | 　 | ● | 　 | 　 | ● | 　 | 　 | ● | ● | 　 | 　 |
| 観光振興事業費補助金 | [公共交通利用環境の革新等事業](#公共交通利用環境の革新等事業) | 　 | 　 | 　 | 　 | ● | 　 | 　 | ● | ● | 　 | 　 |
| 自動車環境総合改善対策費補助金 | [地域交通グリーン化事業](#地域交通グリーン化事業) | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | ● | ● | 　 | 　 | 　 | 　 |
| [先進安全車両（ASV）導入支援関連事業](#先進安全車両（ASV）導入支援関連事業) | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | ● | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |

**■埼玉県の補助メニュー**

|  |  |
| --- | --- |
| 補助名称 | 補助対象経費 |
| 路線の運行 | 事業の実施※1 | 事業の準備※2 | 事業の評価 | ｼｽﾃﾑ開発・導入 | 車両等の購入・改造 | 施設の整備 | 案内の整備 | ｷｬｯｼｭﾚｽ決済導入 | 運転者の講習料 | 燃料費 |
| [埼玉県地域公共交通運行継続支援金](#埼玉県地域公共交通運行継続支援金) | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | ● |
| [生活交通路線維持費補助金](#生活交通路線維持費補助金) | ● | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| [生活交通路線確保対策費補助金](#生活交通路線確保対策費補助金) | ● | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| [地域乗合バス路線確保対策費補助金](#地域乗合バス路線確保対策費補助金) | ● | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| [市町村廃止代替貸切バス路線確保対策費補助金](#市町村廃止代替貸切バス路線確保対策費補助金) | ● | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| [市町村自主運行バス路線確保対策費補助金](#市町村自主運行バス路線確保対策費補助金) | ● | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| [ノンステップバス導入促進事業補助金](#ノンステップバス導入促進事業補助金) | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | ● | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| [埼玉県鉄道駅ホームドア設置促進事業補助金](#埼玉県鉄道駅ホームドア設置促進事業補助金) | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | ● | 　 | 　 | 　 | 　 |
| [埼玉県内方線付き点状ブロック整備事業費補助金](#埼玉県内方線付き点状ブロック整備事業費補助金) | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | ● | 　 | 　 | 　 | 　 |
| [みんなに親しまれる駅づくり事業補助金](#みんなに親しまれる駅づくり事業補助金) | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | ● | 　 | 　 | 　 | 　 |
| [埼玉県タクシーバリアフリー化促進事業補助金](#埼玉県タクシーバリアフリー化促進事業補助金) | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | ● | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |

**■さいたま市の補助メニュー**

|  |  |
| --- | --- |
| 補助名称 | 補助対象経費 |
| 路線の運行 | 事業の実施※1 | 事業の準備※2 | 事業の評価 | ｼｽﾃﾑ開発・導入 | 車両等の購入・改造 | 施設の整備 | 案内の整備 | ｷｬｯｼｭﾚｽ決済導入 | 運転者の講習料 | 燃料費 |
| [さいたま市コミュニティバス等運行経費補助金](#さいたま市コミュニティバス等運行経費補助金) | ● | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| [さいたま市ノンステップバス導入促進等事業費補助金](#さいたま市ノンステップバス導入促進等事業費補助金) | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | ● | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| [さいたま市バス利用促進事業費補助金](#さいたま市バス利用促進事業費補助金) | 　 | 　 | 　 | 　 | ● | ● | ● | ● | ● | 　 | 　 |
| [さいたま市交通バリアフリー化設備補助金](#さいたま市交通バリアフリー化設備補助金) | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | ● | 　 | 　 | 　 | 　 |
| [令和４年度さいたま市公共交通運行継続支援金](#令和４年度さいたま市公共交通運行継続支援金) | ● | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |

**地域公共交通に係る補助メニュー（概要一覧）**

**１．地域公共交通活性化再生法に基づく補助メニュー**

**（１）地域公共交通確保維持事業**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| メニュー | 概要 | 対象者 | 補助要件 | 補助内容 |
| [地域間幹線系統確保維持費国庫補助金](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/content/001466572.pdf) | 地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、地域間交通ネットワークを形成する地域間幹線系統の運行について支援。 | ・交通事業者・協議会 | 都道府県等が定めた地域公共交通計画に位置付けられた系統であり、・一般乗合旅客自動車運送事業者による運行であること・複数市町村にまたがる系統であること・１日当たりの計画運行回数が３回以上のもの・輸送量が15人～150人／日と見込まれること・経常赤字が見込まれること | 〇対象経費・予測費用（補助対象経常費用見込額）から予測収益（経常収益見込額）を控除した額〇補助率１／２ |
| [地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/content/001466572.pdf) | 地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行について支援。 | ・協議会（※令和6年度まではバス事業者等も対象） | 市町村等が定めた地域公共交通計画に確保又は維持が必要として掲載され、・一般乗合旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者による運行であること・補助対象地域間幹線バス系統等に接続するフィーダー系統であること・新たに運行を開始するもの又は公的支援を受けるものであること・路線定期運行の場合、輸送量が２人／１回以上であること・経常赤字であることただし、以下の場合は補助対象外となる。・政令指定都市、中核市及び特別区が専らその運行を支援するもの（地元負担額の８割を超える額を負担するもの）・その運行区域のすべてが政令指定都市等の区域内であるもの（地域公共交通再編実施計画に基づいた路線再編が行われた場合は特例措置として補助対象となる） | 〇対象経費・補助対象系統に係る経常費用から経常収益を控除した額〇補助率１／２以内 |
| [車両減価償却費等国庫補助金](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/content/001466572.pdf) | 厳しい経営状況にある乗合バス事業者の負担の軽減や老朽更新による安全確保及び利用者利便を図る観点から、バス車両の更新等について支援。 | 幹線系統 ：・交通事業者・協議会フィーダー系統：・協議会（※令和6年度まではバス事業者等も対象） | ・補助対象期間中に新たに購入等を行うもの・主として地域間幹線又は地域内フィーダーの補助対象系統の運行の用に供するもの・地上から床面までの地上高が65センチメートル以下かつ定員11人以上の車両であって①ノンステップ型車両、②ワンステップ型車両、③小型車両のいずれかに該当するもの・運行区間の一部に高速道路等を含む補助対象系統の運行の用に供するものであって道路運送車両の保安基準に適合した定員11人以上の車両 | 〇対象経費・補助対象購入車両減価償却費、当該購入に係る金融費用の合計額〇補助率１／２ |
| [公有民営方式車両購入費国庫補助金](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/content/001466572.pdf) |  | ・地方公共団体・協議会（※令和6年度までは協議会を構成する市町村も対象） |  | 〇対象経費・補助対象車両購入費用〇補助率１／２ |
| [自家用有償旅客運送導入促進のための車両購入費等への補助](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/content/001466572.pdf) | 地域の需要に応じて効率的な運行を促すため、小型車両の導入や運転者の講習受講料を支援。 | ・協議会 | ・法定計画に位置づけられた確保維持事業（運行費補助）の対象系統の運行の用に供するもの・自家用有償旅客運送の用に供するもの | 〇対象経費・乗車定員１０人以下の車両・運転者の講習受講料〇補助率１／２ |
| [貨客混載導入経費国庫補助金](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/content/001466572.pdf) | 貨客混載の導入を促進し、もってバス等の運行に係る収支改善につなげるため、必要な車両の改造費等を支援。 | ・協議会 | ・法定計画に位置づけられた系統の運行の用に供するもの・法定計画において貨客混載の導入による収支改善目標が記載されたもの | 〇対象経費・車両の改造費用〇補助率１／２ |
| [新モビリティサービス推進事業](https://www.mlit.go.jp/common/001406660.pdf)[1]新型輸送サービス導入支援事業 | 混雑を回避した移動や、パーソナルな移動など、with/afterコロナにおける新たなニーズにも対応したMaaSを推進するため、MaaSの実現に必要となる基盤整備や、法改正で新設された計画認定・協議会制度の活用等について支援。 | ・交通事業者・地方公共団体・協議会 | ・新モビリティサービス推進事業の実施に関する事項を記載した計画その他必要書類を提出の上申請したもの | 〇対象経費・地域の公共交通事業者における新型輸送サービス導入のうち、AI オンデマンド交通の導入に要する経費・新型輸送サービス導入のうち、パーソナルな移動を可能とするシェアサイクル、マイクロモビリティ等の導入に要する経費〇補助率最大１／３ |
| [新モビリティサービス推進事業](https://www.mlit.go.jp/common/001406660.pdf)[2]新モビリティサービス事業計画策定支援事業 |  | ・新モビリティサービス事業を実施しようとする者（新モビリティサービス事業者） |  | 〇対象経費・計画策定のための調査に要する経費・計画の達成状況等の評価に要する経費〇補助率最大１／2 |
| [エリア一括協定運行](https://wwwtb.mlit.go.jp/chubu/tsukuro/shien/pdf/R5/R5_zentai.pdf) | 交通事業者が一定のエリアを一括して運行（エリア一括協定運行）する場合における長期安定的な支援。 | ・交通事業者 | ・運賃や路線、運行回数といったサービス水準や、自治体の費用負担、官民の役割分担を定めた協定に基づき、自治体が事業者に長期一括で運行委託するもの | 〇対象経費・自治体と事業者の協定に基づく運行に対する対価（交通サービス購入費用）〇補助額事業初年度に事業期間全体の支援額を明示し、期間を通じて補助金を交付 |
| [共創モデル実証プロジェクト](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/kyousou/index.html) | 他分野・官民・交通事業者間の共創による交通プロジェクト、地域交通・まちづくり人材の育成を支援。 | ・事業を行おうとする者で構成される協議会、共同事業体、連携スキーム（共創プラットフォーム） | ・提出する共創事業計画の内容等を基に国土交通大臣が選定したもの | 〇対象経費・事業実施のためのデータ収集・分析、協議会開催に要する経費等・地域における交通の維持・活性化を図る事業実施にあたり必要となるシステム構築、車両購入・改造に要する経費・交通を基盤とした地域課題の解決を検証するための実証運行に要する経費〇補助率２／３（上限2,000万円、実証運行経費については上限1億円） |
| [地域公共交通再構築調査事業（ローカル鉄道再構築）](https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/content/001583570.pdf) | ローカル鉄道に係る官民共創による公共交通再構築を促すため、協議会の開催、調査事業、実証事業等を支援。 | ・地方公共団体 | ・地域公共交通特定事業の実施計画※の認定を受けた、持続可能性・利便性・効率性の向上に資する施設整備を対象とする。※地域公共交通活性化法に基づく、ローカル鉄道に係る公共交通再構築やバス路線の再編等を行う事業実施計画 | 〇対象経費・協議会の運営に係る費用・線区評価のための調査事業に係る費用（パーソントリップ調査の活用、ビッグデータ分析、クロスセクター分析　等）・実証事業に係る費用（鉄道輸送の高度化、バスとの共同運行やバス転換の検証　等）〇補助率１／２（JR本州3社又は大手民鉄が事業実施する場合は上限2／3） |
| [交通DX・GXによる経営改善支援事業](https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/content/001583570.pdf) | 地域交通事業者によるDX・GX等による経営効率化の取組を支援。 | ・交通事業者 |  | 〇対象経費①公共交通のGX化の推進に要する経費、新たな取組の実証運行に要する経費・EVバス・タクシー導入・太陽光パネル設置・再エネ活用によるエネルギーマネジメント・蓄電池・充電設備の共同利用 等②公共交通のDX化の推進に要する経費、新たな取組の実証運行に要する経費・マイナンバーカード連携等によるMaaS実装・AIオンデマンド交通・GTFSによるバス情報標準化・運行管理システム・配車アプリの導入・自動運転（実証調査事業） 等〇補助率１／２ |
| [自動運転実証調査事業](https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/content/001583570.pdf) | 自動運転の社会実装に向けた実証事業を支援。 | ・地方公共団体・道路運送事業者等 | ・対象事業者は将来的に「レベル４」の自動運転関連技術を有することが見込まれる者であることを条件とする。 | 〇対象経費①自動運転システムの開発、それに伴う車両改造、協議会・説明開催経費　等②実証運行に係る経費（相当程度長期間にわたる運行を予定している場合に限る）〇補助率１／２ |

**（２）地域公共交通バリア解消促進等事業**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| メニュー | 概要 | 対象者 | 補助要件 | 補助内容 |
| [バリアフリー化設備等整備事業](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/content/001466574.pdf) | 高齢者、障害者をはじめ誰にとっても暮らしやすいまちづくり、社会づくりを進めるため、公共交通のバリアフリー化を一体的に支援。 | ・交通事業者等 | ・「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」に規定された基準に適合するもの・その他地域公共交通確保維持改善事業の目的の達成に資するもの | 〇対象経費①鉄道駅、旅客ターミナルのバリアフリー化、待合・乗継施設整備（段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの整備等）②ノンステップバス・リフト付きバスの導入③福祉タクシーの導入〇補助率①③１／３②１／４又は補助対象経費と通常車両価格の差額の１／２のいずれか低い方（上限140万円） |
| [利用環境改善促進等事業](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/content/001466574.pdf) | バリアフリー化されたまちづくりの一環として、ＬＲＴ、ＢＲＴの導入等、公共交通の利用環境改善を支援。 | ・交通事業者等 |  | 〇対象経費・ＬＲＴシステムの導入に要する経費・ＢＲＴシステムの導入に要する経費〇補助率１／３等 |

**（３）地域公共交通調査等事業**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| メニュー | 概要 | 対象者 | 補助要件 | 補助内容 |
| [地域公共交通計画策定事業、利便増進計画策定事業、運送継続計画策定事業](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/content/001466575.pdf)（計画策定への支援） | 地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画の策定に要する経費を支援。 | ・協議会 | ・当該計画には事業の定量的な目標値を記載し、達成状況の評価を行うこと。（地域公共交通計画）・当該計画には事業の定量的な目標値を記載すること。（利便増進計画、運送継続計画）・立地適正化計画を作成していない場合は作成を検討すること。 | 〇対象経費計画の策定に必要な経費（協議会開催の事務費、地域データ収集・分析費用、アンケート実施費用、専門家招聘費用、実証調査のための費用等）〇補助率１／２（上限500万円または1,500万円：地域公共交通計画、上限1,000万円：利便増進計画、上限500万円：運送継続計画） |
| [利便増進計画推進事業、運送継続計画推進事業](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/content/001466575.pdf)（計画推進への支援） | 国の認定を受けた地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画に基づく事業として実施する利用促進及び事業評価計画推進に要する経費を支援。 | ・協議会 |  | 〇対象経費計画に基づく事業実施及び事業評価に要する経費（公共交通マップ等の作成、ワークショップの開催、MMの実施、達成状況の評価等に係る費用等）〇補助率１／２〇補助対象期間５年間 |
| [地域公共交通バリアフリー化調査事業](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/content/001466575.pdf) | 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）に基づく移動等円滑化促進方針及び基本構想の策定に要する経費を支援。 | ・市町村 | ・基本構想については、公共交通特定事業に加え、心のバリアフリーに関する教育啓発特定事業を位置づけ、ハード・ソフト一体的なバリアフリー化を目指すものに限る。 | 〇対象経費地域におけるバリアフリー化の促進を図るための移動等円滑化促進方針又は基本構想の策定に必要な経費（協議会開催の事務費、地域データ収集・分析費用、アンケート実施費用、専門家招聘費用、実証調査のための費用等）〇補助率１／２（上限500万円） |

**２．都市・地域交通戦略に基づく補助メニュー**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業 | メニュー | 概要 | 対象者 | 補助要件 | 補助内容 |
| [都市・地域交通戦略推進事業](https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001396881.pdf) | 交通サービスインバウンド対応支援事業（交通サービス利便向上促進事業） | 徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、自由通路、地下街、駐車場等の公共的空間や公共交通などからなる都市の交通システムを明確な政策目的の下、都市・地域総合交通戦略等に基づき、パッケージ施策として総合的に支援。 | ・地方公共団体・協議会・独立行政法人都市再生機構・都市再生推進法人・認定地域来訪者等利便増進活動実施団体 | ・所定項目を記載した都市交通システム整備事業の整備計画を策定したもの | 〇対象事業・路面電車・バス等の公共交通に関する施設の整備・公共交通機関の利用促進に資する施設の整備・案内標識の整備・スマートシティの推進に資する情報化基盤施設等の整備（公共交通における自動運転バスの実装、シェア型モビリティの実装、自動運転技術の活用等）　等〇補助率１／３、１／２ |

**３．その他の国の補助メニュー**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **事業** | **メニュー** | **概要** | **対象者** | **補助要件** | **補助内容** |
| [「地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化」事業](https://kankosaisei.net/) | 交通連携型 | 交通事業者が、地域の観光関係者と連携して、観光地への誘客、地域内の周遊性の向上、観光地としてのブランド力の強化に資するような取組等を支援。 | ・事業を執行する事務局（観光関係事業者から最低１者、交通関係事業者から最低１者で構成されるもの） | ・事業継続性があるもの・地域の課題に即した事業であること・複数の補助対象メニューが含まれた事業であること | 〇対象事業・地域交通を活用した観光イベント開催経費・旅行会社等と連携した新規ツアーの実施に係る経費・宿泊施設と連携したダイヤ改正経費・企画乗車船券・イベント列車改造費・プロモーション経費・実証運行　等〇補助率１／２ |
| [訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金](https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001486623.pdf) | 交通サービスインバウンド対応支援事業（交通サービス利便向上促進事業） | 訪日外国人旅行者の入国から目的地までの移動を円滑に実施するために、空港、港、鉄道駅、バスターミナル等の拠点、車両・移動経路・情報提供・交通サービスに係るインバウンド対応を実施する事業を支援。 | ・交通事業者等 | ・所定項目を記載した事業実施計画を策定したもの | 〇対象事業・案内標識、ホームページ等の多言語表記等の導入・交通系ＩＣカード、クレジットカード等の利用又はＱＲコード決済を可能とするシステムの導入、多言語対応のバスロケーションシステムの導入・超小型モビリティの導入　等〇補助率１／３等 |
| [観光振興事業費補助金](https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/content/001478278.pdf) | 公共交通利用環境の革新等事業 | 訪日外国人旅行者のニーズが特に高い取組等を一体的に進める事業又は利用者にとっての最適経路による移動手段と観光サービスを一括して提供することで特定観光地における周遊を促す事業を支援。 | ・交通事業者等 | ・所定項目を記載した公共交通利用環境刷新計画を策定したもの | 〇対象事業・多言語対応・キャッシュレス決済対応・多様なニーズに対応する新たな交通サービス創出等（オンデマンド交通等のシステムの構築に要する経費等）〇補助率１／２等 |
| [自動車環境総合改善対策費補助金](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk1_000003.html) | 地域交通グリーン化事業 | 地域交通分野の環境負荷低減等の促進を支援。 | ・交通事業者等 | ・所定様式の補助金交付申請書を提出したもの | 〇対象経費・次世代自動車の車両及び充電設備（充電設置工事費を含む）等価格〇補助率１／３等 |
| [先進安全車両（ASV）導入支援関連事業](https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/01asv/esc_04.html) | 」は、先進技術を利用してドライバーの安全運転を支援するシステムを搭載した自動車である先進安全自動車（ASV）に関して、技術の開発・実用化・普及を支援。 | ・交通事業者等 | ・事業用の車両で募集年度以降に新車新規登録したもの | 〇対象経費・ASV装置（衝突被害軽減ブレーキ、車線維持制御装置、ドライバー異常時対応システム等）の購入に係る費用〇補助率１／２、１／３（装置の種類により補助率・上限額が異なる）（１車両に複数の装置を搭載する場合は上限30万円/台） |

**４．埼玉県の補助メニュー**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| メニュー | 概要 | 対象者 | 補助要件 | 補助内容 |
| [埼玉県地域公共交通運行継続支援金](https://www.pref.saitama.lg.jp/a0109/r4unkoukeizokusienkin.html) | 燃料費高騰による大きな影響を受けながらも運行を継続している地域公共交通事業者に対する支援。 | ・乗合バス事業者・法人タクシー事業者・個人タクシー事業者※令和4年3月31日時点で県内の営業所に配置する事業用自動車が1台以上ある事業者に限る。（福祉限定タクシーを含む。市町村コミュニティバス専用車両、デマンド交通専用車両は除く。） | 令和4年3月31日以降、運行を継続しており、事業継続の意志を有する事業者に限る。 | 〇対象経費・各車両の使用油種と保有日数に応じて算出した燃料費高騰分の費用〇補助額（実績燃料費－高騰前燃料費）※１×標準消費量※２×保有日数（※１・※２は公表データによりあらかじめ設定されている。）（LPガス使用のタクシーについては国土交通省が実施するタクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業における補助金の支給額分を差し引くことにより算出する。） |
| [生活交通路線維持費補助金](https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/210861/seikatukoutuurosennijihihojyokin.pdf) | 住民の生活交通として維持・確保が必要であると認められた生活交通路線に対する支援。 | ・乗合バス事業者 | ・地域間幹線系統確保維持計画に記載された路線であり、埼玉県生活交通地域協議会の協議で認められ、知事が指定した路線に限る。・複数市町村にまたがる、キロ程10km以上、輸送量15～150人/日、運行回数3回/日以上等の要件全てを満たす“生活交通路線”に限る。・乗合バス事業者が運行するバス路線を対象とする。 | 〇対象経費・対象路線の運行赤字分の費用〇補助率国１／２、県１／２の割合で補助 |
| [生活交通路線確保対策費補助金](https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/210861/seikatuijirosenkakuhotaisakuhojyokinn.pdf) | 上記国庫補助の対象外の路線を市町村が維持・確保する場合の県から市町村への間接補助。 | ・市町村 | ・上記国庫補助の対象外の“生活交通路線”を対象とする。 | 〇対象経費・対象路線の運行赤字分の費用〇補助率１／２ |
| [地域乗合バス路線確保対策費補助金](https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/210861/seikatuijirosenkakuhotaisakuhojyokinn.pdf) |  |  | ・キロ程2km以上、輸送量15～150人/日、運行回数3回/日以上、運行開始から3年以上、DID地区以外の地域の運行等の要件全てを満たす“地域乗合バス路線”に限る。 | 〇対象経費・対象路線の運行赤字分の費用〇補助率１／２ |
| [市町村廃止代替貸切バス路線確保対策費補助金](https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/210861/seikatuijirosenkakuhotaisakuhojyokinn.pdf) |  |  | ・廃止路線と同様の運行目的で廃止後１年以内に運行を開始したもの、競合路線がないもの、キロ程2km以上、輸送量15～150人/日、運行回数3回/日以上、運行開始から3年以上、DID地区以外の地域の運行等の要件全てを満たす“市町村廃止代替貸切バス路線”に限る。 | 〇対象経費・対象路線の運行赤字分の費用〇補助率１／２（上限2,000万円） |
| [市町村自主運行バス路線確保対策費補助金](https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/210861/seikatuijirosenkakuhotaisakuhojyokinn.pdf) |  |  | ・道路運送法79条規定による国土交通大臣の登録を受けて市町村が有償で運行するもの、競合路線がないもの、キロ程2km以上、輸送量15～150人/日、運行回数3回/日以上、運行開始から3年以上、DID地区以外の地域の運行等の要件全てを満たす“市町村自主運行バス路線”に限る。 | 〇対象経費・対象路線の運行赤字分の費用〇補助率１／２（上限2,000万円） |
| [ノンステップバス導入促進事業補助金](https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/210861/saitamakennnonnsuteppubasudounyuuhojokinnkouhuyoukou.pdf) | 路線バスのバリアフリー化促進のため、ノンステップバスの導入事業者に補助を行う市町村に対する支援。 | ・市町村 | ・ノンステップバスから更新する場合を除く。 | 〇対象経費・ノンステップバスの導入に係る市町村補助額〇補助率１／２（上限50万円/両）（県内外をまたがる路線については県内実車走行距離の割合に応じて補助上限額を決定する。） |
| [埼玉県鉄道駅ホームドア設置促進事業補助金](https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/210861/homudoasettisokusinnzigyoukouhuyoukou.pdf) | 駅ホームからの転落事故等を防止するためのホームドア整備費用について、事業者に補助を行う市町村に対する支援。 | ・市町村（政令指定市は除く） | ・以下の（１）または（２）に該当する県内の鉄道駅を対象とする。（１）乗降客数が１日１万人以上の駅（２）視覚障害者の利用が多い駅など知事が特に認める駅 | 〇対象経費・設計費、ホーム改良工事費、ホームドア設置工事費及びこれらに附帯する工事費〇補助率補助対象経費の１／６以内かつ市町村負担額の１／２以内（上限3,000万円/列） |
| [埼玉県内方線付き点状ブロック整備事業費補助金](https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/2464/naihousenkouhuyoukou.pdf) | 駅ホームからの転落事故等を防止するための内方線付き点状ブロック整備費用について、事業者に補助を行う市町村に対する支援。 | ・市町村（政令指定市は除く） | ・以下の（１）または（２）に該当する県内の鉄道駅を対象とする。ただし、国庫補助や他の県補助が交付されている事業は除く。（１）乗降客数が１日3,000人以上の駅（２）駅周辺に視覚障害者が定期的に通う施設が存在する等、視覚障害者の利用が多い駅 | 〇対象経費・内方線付き点状ブロック整備に係る経費及び関連附帯工事費（設計費を除く）〇補助率補助対象経費の１／６以内かつ市町村負担額の１／２以内 |
| [みんなに親しまれる駅づくり事業補助金](https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/210861/minnnanisitasimareruekidukurizigyoukohuyoukou.pdf) | 駅施設のバリアフリー化を促進する市町村に対する支援。 | ・市町村（政令指定市は除く） | ・以下のいずれかに該当する事業を対象とする。（１）駅利用の円滑な移動に資する施設整備（２）駅利用の快適性・利便性の向上に資する施設整備（３）その他知事が特に認める事業 | 〇対象経費・スロープ、障害者対応型エレベーター、障害者対応型トイレなど、駅のバリアフリー化の促進に資する施設の整備及び付帯工事に係る経費（設計費を除く）から鉄道事業者が負担する額、国庫補助金、地方債等を除いた額〇補助率市町村負担額の１／２以内（上限2,000万円/施設、下限1,000万円/市） |
| [埼玉県タクシーバリアフリー化促進事業補助金](https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/135443/r304taxiyoukou.pdf) | UDタクシーまたは福祉タクシー車両を導入する事業者に対する支援。 | ・タクシー事業者又はタクシー貸与事業者 | ・車両については以下の条件を全て満たすものを対象とする。（１）埼玉県内に使用の本拠を置く車両であること。（２）本補助金の交付を過去に受けたことがない車両であること。（３）補助金の交付決定を受けた会計年度の末日までに、新規登録された車両であること。・UDタクシーについては以下の条件を全て満たすものを対象とする。（１）補助車両1台につき、ユニバーサルドライバー研修を受講した運転手を2名以上配置できるもの。（２）国土交通省の通達「ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施について」（平成30年11月8日）に基づく研修（実車を用いた研修）を年2回以上実施しているもの。 | 〇対象経費・車両本体・車いす等固定装置・車いす用シートベルト・手すり・点滴等フック固定装置・車いす用ヘッドレスト・上記の他、バリアフリー化に資する車載機器類であって、知事が認めるもの〇補助率補助対象額の１／３または60万円/台（リフトを装備する福祉タクシーについては80万円/台）のうち、いずれか低い額 |

**５．さいたま市の補助メニュー**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| メニュー | 概要 | 対象者 | 補助要件 | 補助内容 |
| さいたま市コミュニティバス等運行経費補助金 | 「コミュニティバス等導入ガイドライン」に準じ運行するコミュニティバス、乗合タクシーなど（以下、コミュニティバス等）の運行に対する支援。 | ・交通事業者 |  | 〇対象経費・コミュニティバス等運行に関する経費〇補助額運行経費－運賃収入及びその他収入 |
| さいたま市ノンステップバス導入促進等事業費補助金 | 路線バスのバリアフリー化を推進し、高齢者、障害者及び子育て世代等のバス利用の利便性向上を図ることを目的とした支援。 | ・路線バス事業者 | ・路線バス事業者が走行路線を特定し、ノンステップバス及びリフト付バスの導入を行う事業で、当該走行路線において、乗り入れる鉄道駅が、エレベーター、エスカレーター、スロープ等の設置によりバリアフリー化されているもの又はバリアフリー化する計画があるものを補助対象とする。 | 〇対象経費・車両本体（運賃機器、電動方向幕巻取器、方向幕布、標準仕様に装備された以外の放送装置等のユーザー支給品を除く）に要する経費・バス車両に係る車載機器類に要する経費・その他市長が定める経費〇補助額補助対象額の１／４または（補助対象経費－車両査定基準額）の１／２または140万円/台のうち、いずれか低い額 |
| さいたま市バス利用促進事業費補助金 | 市内の主要なバス路線においてバス利用促進事業を実施する路線バス事業者及び埼玉県バス協会に対する支援。 | ・路線バス事業者・埼玉県バス協会 |  | 〇対象経費以下の事業の実施（既存施設の更新を含む）に係る経費のうち、市長が必要と認めた額・照明式停留所標識・上屋又はシェルター・ベンチ又は椅子（物理的に設置困難な場所を除く）・照明・バス路線図、バス停留所周辺図等の表示・バス接近情報、災害・行政情報等の表示及び運行情報等の提供に関するシステム・ＩＣカードによる運賃収受システム・バス停留所に駐輪場を整備するもの・公共交通優先システム（ＰＴＰＳ）の車載機器〇補助額１／５ |
| さいたま市交通バリアフリー化設備補助金 | 高齢者、身体障害者等の移動の円滑化を促進し、福祉のまちづくりの推進を図ることを目的に、自ら駅舎にバリアフリー化設備を設置する鉄道事業者に対する支援。 | ・鉄道事業者 | ・平成15年10月1日において市内に存する駅舎（鉄道事業者が管理する自由通路を含む。）で、新たに駅舎を設置すると同程度の改修を行う予定のある駅舎を除いたものを「補助対象駅舎」とする。 | 〇対象経費以下の設備の設置に係る土木工事費、建物（外構）工事費、電気設備工事費、機械本体購入・据付工事費、関連付帯工事費、設計・管理費・車いす対応エレベーター・車いす乗用ステップ付きエスカレーター・身体障害者対応型トイレ・スロープ・点字ブロック・ホームドア、可動式ホーム柵〇補助額１／３（上限750万円～9,000万円/基・箇所）ホームドアについては１／６（上限1億8,000万円/列） |
| 令和４年度さいたま市公共交通運行継続支援金 | 新型コロナウイルス感染症の影響により長期化している利用者の減少に加え、原油価格等の高騰など厳しい事業環境にある市内の公共交通事業者に対する運行継続に向けた支援。 | ・路線バス事業者・法人タクシー事業者・個人タクシー事業者 | ・支援金の額は、令和４年６月２４日時点で国に届け出ている系統数・車両台数により算定する。ただし、令和４年度中に廃止する系統・車両台数を除く。・支援金の給付は、１事業者について１回限りとする。 | 〇対象経費・コミュニティバス等運行に関する経費〇補助額（１）路線バス事業者100万円＋10万円×（市内の各駅を出発、到着又は経由して運行するバス路線の系統数）（２）法人タクシー事業者50万円＋5万円×（市内の営業所ごとに配置する事業用自動車（一般車両（タクシー））の台数）（３）個人タクシー事業者5万円 |